

「地区組織の今後のあり方等」に関する
検討結果報告書

令和3年3月3日

掛川市地区まちづくり協議会連合会

掛川市区長会連合会

目 次

I	はじめに	1 頁
II	活動の総括	
1	検討会の構成	1 頁
2	検討経過及び内容	2 頁
III	検討結果	
1	地区内主要組織が担う役割	4 頁
2	地区区長会と地区まちづくり協議会の関係性	5 頁
3	両連合会の役割と取組内容	5 頁
4	地区内組織の相関図	5・6 頁
5	今後の見直しについて	5 頁
IV	参考資料	
	掛川市自治基本条例及び 掛川市協働によるまちづくり推進条例（抜粋）	8 頁

I はじめに

地区まちづくり協議会が設立されてから5年を迎え、それぞれの地区で、これまで自治区や地域生涯学習センターを中心に行われてきた生活に関わる諸問題への対応や親睦を深めるための活動、生涯学習運動に加えて、既存の組織だけでは取り組めなかった地区を横断する問題等を解決するための活動が地区まちづくり協議会を中心に進んできた。

一方、地区まちづくり協議会と地区区長会との関係性、担う役割について明確な分担ができず、その結果、地区内での活動や担い手が重複し、非効率な部分が発生するなどの課題が生じてきた。

また、地域住民から見てどちらが何をやっているのかわかりにくい、地区の代表者が二人いることに違和感を覚えるといった意見が地区まちづくり協議会や地区区長会に対して寄せられているといった状況があった。

このような背景の下、地域主体のまちづくりが住民の理解を得て継続的に進めるよう、地区まちづくり協議会連合会と区長会連合会との合同検討会を開催し、生涯学習協働推進課を交え、各地区の現状や課題等について意見交換を行い、地区内の主要組織の役割や位置づけ、あり方等について協議した。

地区により人口や面積、自治会数等の規模、組織の成り立ち、関係性が異なるため、全市一斉に組織形態を統一することは困難であるが、協議を重ねる中で、各地区主要組織の基本的な役割や関係性、また連合会のあり方について、一定の整理ができたことから、検討結果を総括し、ここに報告する。

II 活動の総括

1 検討会の構成

掛川市地区まちづくり協議会連合会	32人	(市内全まち協の会長)
掛川市区長会連合会	33人	(市内全地区の区長会長)
合計	51人	(地区まちづくり協議会長と地区区長会長の兼務者14人)

2 検討経過及び内容

No.	会議名	開催日	説明内容・意見要旨
1	合同正副会長会議	令和2年 7月30日	〔説明内容〕 ・趣旨、現状及び課題について ・事務局案(たたき台)について 〔意見要旨〕 ・現在までの取組経過やまとめが不十分 ・全体会前に再整理し改めて協議すべし
2	合同正副会長会議	令和2年 9月2日	〔説明内容〕 ・取組過程と現状、課題について ・主要組織の役割について ・修正事務局案について 〔意見要旨〕 ・地区の実情、現状分析が不十分 ・組織の統合を性急にすべきでない ・全地区から率直な意見を聞くべき
3	区長会連合会 地区まちづくり 協議会連合会	令和2年 9月9日	〔説明内容〕 ・趣旨、取組経過、課題について ・合同正副会長会での意見内容報告 ・今後の進め方について 〔意見要旨〕 ・現状、二つの組織が役割を果たしており 支障はない ・地区内の代表、まとめ役は一本化すべき ・組織統合について賛否両方の意見あり
4	第1回合同検討会	令和2年 10月14日	〔会議内容〕 ・6グループに分かれ意見交換を実施 ◆議題 ①地区組織が二つあることの利点と課題 ②地区代表者が二人いることの利点と課題 ③課題を解消するための方策
5	市長と区長会連合会 役員との意見交換会	令和2年 10月30日	〔会議内容〕 ・地区区長会長と松井市長との今後の地区 組織のあり方に関する意見交換会
6	地区まちづくり 協議会連合会	令和2年 11月11日	〔会議内容〕 ・地区まちづくり協議会長と松井市長との 今後の地区組織のあり方に関する意見交換会
7	合同正副会長会議	令和2年 11月24日	〔説明内容〕 ・意見交換会のまとめ報告 ・整理ポイントとあり方のたたき台イメ ージの提案 ◆整理ポイント ①地域が担うまちづくりの定義と範囲 ②地区まちづくり協議会と地区区長会の 役割と関係性 ③行政との情報共有のあり方 ④条例との整合 ⑤両連合会の役割とあり方 ◆たたき台イメージ ①地区区長会と地区まちづくり協議会が両 輪となって進める

			<p>②地区区長会は対外的代表、市とのパイプ役</p> <p>③地区まちづくり協議会は、広域的、中長期的な視点で各種団体と連携調整を図り、まちづくりを推進する</p> <p>〔意見要旨〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区区長会と地区まちづくり協議会のどちらを上位置付けても、そぐわない地区が出てしまう ・地区で考えて解決すべき部分もある ・代表者は地区区長会長が良い ・役割等の基本を押さえておけば、地区ごとに組織が異なっても良い
8	第2回合同検討会	令和2年 12月8日	<p>〔説明内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会のまとめ報告 ・整理ポイントとあり方のたたき台イメージの提案 <p>〔意見要旨〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役割や関係性を文章ではなく、わかりやすい図で示してほしい ・基本的な役割分担については理解した ・市からの情報伝達は、区長会連合会で一本化したほうが良い ・今年度内に方向性を決めるべき ・他地区の組織図等を共有してほしい
9	合同正副会長会議	令和3年 1月26日	<p>〔説明内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回検討会までの合意内容について ・事務局案（地区内組織の役割と関連図） <p>〔意見要旨〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区が一番よいやり方を考え今があるので、統一した形に揃えるのは難しい ・整理した役割や関係性をもとに、地区組織の枠の範囲は地区で決めれば良い ・代表や情報窓口を地区区長会と位置付けたので、住民から見ても分りやすくなった ・示された役割を参考に地区毎に今後検討していけたら良い
10	第3回合同検討会	令和3年 2月10日	<p>〔説明内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回検討会までの合意内容について ・事務局案（地区内組織の役割と関連図） <p>〔意見要旨〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治区の役割として、自治区毎の課題解決の取組が欠落している ・区長会とまち協で上下の位置づけがないために迷うので、区長会を上にとすると市で示すべき ・示された役割を見ると区長会は課題解決をしなくて良いと取れてしまうので表現等に工夫をすべき ・事務局案で示された役割は活動内容であるため、それぞれの役割や目的を大きく示し、その中の活動内容は地区に任せるべき

Ⅲ 検討結果

1 地区内各主要組織が担う役割と取組内容

(1) 地区区長会

【役割】 対外的な代表
市と地区内各種団体をつなぐパイプ役

【取組内容例】

- ・ 行政や各種団体からの情報の授受
- ・ 各自治区への情報伝達や自治区間の連絡調整、連携促進
- ・ 地区要望のとりまとめ、提出
- ・ 地区内行事や式典等への出席

(2) 地区まちづくり協議会

【役割】 地区からの信託を受け、広域的・中長期的な視点で地区単位のまちづくりを進める

【取組内容例】

- ・ 地区まちづくり計画の進捗管理
- ・ 地区単位の課題についての協議と課題解決のための事業実施
- ・ 地区単位の交流事業や絆づくりのための事業実施
- ・ 市民活動団体や企業等との連携

(3) 地区福祉協議会

【役割】 地区単位の福祉課題やニーズへの対応

【取組内容例】

- ・ 地域の福祉的な課題の把握と課題解決のための取組
- ・ 掛川市地区福祉協議会活動助成金等の活用や掛川市社会福祉協議会との協働による福祉分野の各種事業の実施

自治区は、地区内の主要な組織を支え、まちづくりの根幹を担い、自治区内への情報伝達や生活に密着した諸課題、問題を把握するとともに解決のための取組を行う。
また、住民相互の交流促進や絆づくりのための取組を通じて、共助意識の醸成を図る等の役割を担う。

2 地区区長会と地区まちづくり協議会の関係性

- (1) 地区内組織がそれぞれの役割のもと、連携して地域づくりを推進する。
- (2) 円滑な連携を図るため、主要組織間での協議・情報共有の場を設ける。

※地区内での情報共有は、既存の仕組み（地区区長会と地区まちづくり協議会双方の関係者が出席する会議）を生かすこととし、既存の仕組みがない地区は、構築を進める。

3 両連合会の役割と取組内容

(1) 区長会連合会

【役割】 行政、各種団体とのパイプ役

【取組内容】

- ・ 市からの情報、依頼事項の地区内への伝達
- ・ 地区内の意見集約、依頼回答のとりまとめ

(2) 地区まちづくり協議会連合会

【役割】 各地区活動の充実を図るための情報共有及び学びの場

【取組内容】

- ・ 市内外の先進事例や取組事例の共有
- ・ 共通する課題に関する意見交換
- ・ 資金確保や運営手法などまちづくり活動に関する研修会

※ 上記に示す役割及び取組内容に基づき、地区まちづくり協議会連合会はこれまでの隔月定期開催を改め、テーマや時期を調整、検討した上で勉強会、研修会として、また共通する課題等について協議が必要となった場合に適宜開催する。

(3) 連合会での情報伝達

これまで、区長会連合会及び地区まちづくり協議会連合会の両組織に行ってきた市からの情報提供や各課からの依頼、お知らせ等は、区長会連合会に一本化する。

4 地区内組織の相関図

検討結果を踏まえた「地区内組織の相関図」は別紙（P 6）のとおり

5 今後の見直しについて

今回の検討結果については、現時点での地区組織の実情や考えをもとに整理された内容である。今後、人口減少など地域を取り巻く環境が変化した場合、その時代、状況に合わせた見直しが必要となることから、今後の地区まちづくり協議会連合会において、適宜検討を図っていく。

【地区内組織の相関図】

掛川市

は、協議・情報共有の場。
 地区内主要組織の役員が定期的に協議・情報共有の場を持つ。各組織の役割に応じて、割り振り、総合調整を行う。

地区区長会

【役割】
 対外的な代表
 市と他団体とのパイプ役

- 【取組内容例】
- ・行政、各種団体からの情報授受
 - ・各自治区への情報伝達、連絡調整、連携促進
 - ・地区要望のとりまとめ、提出
 - ・行事式典等への出席

【役割】
 地区の信託を受けて
 事業を検討・実行

地区まちづくり協議会

- 【取組内容例】
- ・地区まちづくり計画の進捗管理
 - ・地区単位の課題協議と解決事業の実施
 - ・地区単位の交流事業や絆づくりのための事業の実施
 - ・市民活動団体や企業等との連携

地区福祉協議会

- 【取組内容例】
- ・地区単位の福祉課題の把握
 - ・活動助成金の活用、市社協との協働による福祉分野の各種事業の実施

事務局



地区住民
 (自治区)



- 民生委員
- 保健委員
- 子供会
- 交通指導員
- 児童委員
- 農業委員
- 猟友会
- 防犯
- PTA
- 健全育成
- 祭り青年会
- スポ少
- シニアクラブ
- 消防団
- 食推協

(支援・参画・協力)

(支援・参画・協力)

NPO
 企業

※基本的な役割や関係性については上記に示すとおりであるが、組織や連携協力の形態、取組内容については、地区の特性や実情に応じて、それぞれが最適な形を選択することができる。

IV 參考資料

【参考資料】 条例の内容

(1) 掛川市自治基本条例（平成 25 年 4 月 1 日）

（地域自治活動）

第 24 条 自治区（市内の一定の区域に住所を有する者（以下この項において、「住民」という。）の地縁に基づいて形成された団体で公共的活動を行うものをいう。以下同じ。）は、住民による地域自治活動の根幹を担う基礎的組織として、その区域における公共的課題の解決に努めるとともに、相互に連携を図りながらまちづくりを推進するものとする。

2 地区（複数の自治区により組織される団体をいう。以下同じ。）は、まちづくりに関する計画を策定し、その区域内における公共的課題について調整を行い、解決を図るとともに、市と連携を図りながらまちづくりを総合的に推進するものとする。

- ・ 自治区は、地域自治活動の根幹を担う基礎的組織として、自治区内の公共的な課題の把握から解決に向けた活動を行う努力規定を定めている。
 - ・ 複数の自治区で組織される「地区」が、地域生涯学習（地区）センター、地区福祉協議会等の地区内各種組織と連携して、区域内の公共的課題を取りまとめ、住民の意思や市等との協議により、まちづくりに関する計画を策定することを定めている。
- ※ ここでいう「地区」は、自治基本条例制定時には「地区まちづくり協議会」が設立していなかったため記載されていないが、「地区まちづくり協議会」を想定していた。

（協働によるまちづくりの推進）

第 26 条 市長は、地域力を高めるとともに、市民等との協働によるまちづくりを推進するため、地域自治組織（自治区及び地区をいう。以下同じ。）及び市民活動団体等に対し、その自主性及び自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。

4 前3項に定めるもののほか、協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。

- ・ 市民等がより豊かな生活を享受するために、それぞれの主体の活動・役割を尊重し、参加しやすい仕組みの整備とその仕組みがうまく機能するための必要な支援をすることを定めている。
- ・ 第4項の別に定める条例が「掛川市協働によるまちづくり推進条例」であり、その策定にあたり、市民委員会、市議会特別委員会、区長会連合会での協議、地区への出前講座、市民意見交換会やパブリックコメント等を経て、「地区まちづくり協議会」が協働によるまちづくりの具体的推進主体となることについて、合意形成が図られた。

(2) 掛川市協働によるまちづくり推進条例（平成27年4月1日）

（地域主権の強化）

第4条 市は、自治基本条例第6条第1項の市民等がまちづくりに参加する権利を行使するために必要な環境の整備を図るものとする。

2 市は、地区まちづくり協議会及び市民活動団体等（協働によるまちづくりに関する活動の実施に関し密接な関係を有する者を含む。以下同じ。）との連携により、これらの団体が自らの意思と行動に基づき公共サービスを担うことのできるよう、地域主権の強化に努めるものとする。

- ・ 様々な担い手が市とともに公共サービスを担う地域社会を構築することが、市民主体の活力ある地域づくりにつながると考え、市は、協働によるまちづくりの重要な担い手である地区まちづくり協議会や市民活動団体等と連携しながら、地域主権の強化に努めていくことを第2項で規定している。

（地区まちづくり協議会の設置の届出等）

第8条 市民等は、地区まちづくり協議会を設置したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の地区まちづくり協議会とは、市民等が協働によるまちづくりを自主的に行うために組織した団体であって、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

(1) 地区の区域（隣接する複数の地区の区域を含む。以下「活動区域」という。）を単位とすること。

(2) 次のいずれかに該当する組織形態であること。

ア 活動区域内の地区をもって組織されていること。

イ 活動区域内の地区及び市民活動団体等をもって組織されていること。

(3) 設置の目的が、活動区域内の市民等が幸せに暮らせる地域の実現にあること。

(4) その運営が民主的に行われていること。

3 第1項の規定は、地区まちづくり協議会の名称、活動区域その他規則で定める事項を変更し、又は地区まちづくり協議会を解散したときについて準用する。

- ・ 地区まちづくり協議会とは、市民等が協働によるまちづくりを自主的に行うために組織した団体で、地区の区域を単位とし、活動区域内の地区及び市民活動団体等をもって組織されると規定されている。

(地区まちづくり計画の策定等)

第9条 地区まちづくり協議会は、地区まちづくり計画（地区まちづくり協議会の活動区域内の市民等が、自然、文化、歴史等の地域資源を活用しつつ、自らが取り組むべき活動の方針、内容等を定めた計画をいう。以下同じ。）を策定しなければならない。

- 地域のことを一番よくわかっている地域住民のみなさんが、自分たちの地域のことを考え、決定し、市民等と市が連携してまちづくりを進めていくために必要な、地域の自主自立の元で策定する計画が「地区まちづくり計画」であり、地区が主体となる地区まちづくり協議会が策定することを規定している。
- 自治基本条例において、複数の自治区で構成される地区（地区区長会、地域生涯学習（地区）センター、地区福祉協議会）が、地区まちづくり計画を策定することを規定しており、これを受けて、この条例では、これらの団体の総体を地区まちづくり協議会と位置付けている。